

民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240
メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税
インボイス
中止

2会場で行なわれた インボイス学習会

四万十町 須崎市多ノ郷 13名参加

6月7日四万十町、8日須崎市多ノ郷にて行なわれたインボイス学習会&記帳教室に合わせ13名が参加しました。

インボイスQ&AのDVDを視聴後、県連の入江事務局長からインボイスへの対応について説明がありました。

それぞれ、自分が免税事業者、簡易、本則課税申告業者の場合と、取引先が消費者、一般市民、免税事業者、簡易課税、本則課税業者の場合など、タイプ別でしたが、何度聞いても覚えにくく、ややこしい制度です。

また免税業者には厳しい選択を納める
・課税業者になって消費税を納める
・インボイスを発行できず取引先から排除される
・仕入税額分の値引きを求められるなど

- ・課税業者には厳しい選択を納める
- ・課税業者になって消費税を納める
- ・インボイスを発行できず取引先から排除される
- ・仕入税額分の値引きを求められるなど

中小零細業者の経済活力を奪う死活問題です。出席した会員さんによると、今のところ、インボイスを求めてくる業者はいないとの事でした。まだ先の事、など思われるかもしれませんが、今回の制度は全ての事業者に係わってきます。直前になって戸惑わないように勉強していくことが大切です。

あわてないで!!

インボイス登録

「税務署からインボイス登録の通知が来た。登録せんといかんが？」と何件か問い合わせがありました。通知が来たからといって慌てなくても大丈夫です。

インボイス制度の実施は令和5年10月。制度に間に合うためには原則として令和5年3月31日までに登録すればいいのです。しっかりと考えて行動しましょう。

季節外れの
コスモスが
咲いています



どうしたことでしょう?
季節間違った?笑

インボイス実施延期・中止を

須崎民商定期総会

開催日程のお知らせ

日時 7月24日(日)13時30分~

場所 須崎市多ノ郷公民館 1階 多目的室

◆◆ご案内状は近日中に発送いたします◆◆